

例規（監）第15号
昭和61年4月16日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例及び同施行規則の運用方針について
(例規通達)

賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金(以下「賞じゆつ金等」という。)の取扱いについては、山形県警察職員の賞じゆつに関する条例(昭和42年7月県条例第31号。以下「条例」という。)及び山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則(昭和42年8月県公安委員会規則第10号。以下「規則」という。)により取り扱ってきたところであるが、同条例等の解釈及び運用上の留意事項を次のとおりとりまとめたので、所属職員の周知し遺憾のないようされたい。

なお、山形県警察職員の賞じゆつに関する条例および同施行規則の制定と運用について(昭和42年8月17日付け監発第122号)の通達は廃止する。

記

1 賞じゆつ金の支給条件

(1) 条例第2条の「危険な職務」とは、次のような場合である。

- ア 人命の救助又は身体及び財産の保護
- イ 犯罪の予防又は鎮圧
- ウ 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- エ 交通の指導取締又は事故調査
- オ 震、水、火災その他の災害又は変事における警戒、防護、救難
- カ その他本条例の適用を必要と認める場合

(2) 条例第2条の「危険を顧みることなく」とは、原則的には社会通念上身体に危害、災害を受け、又は受けることが判断又は予想されるにもかかわらず、身の危険を顧みないでという意味である。

(3) 条例第2条の「職務を遂行した」とは、その職務を完全になしとげなくとも、その職務に当たったことで足りるものである。

(4) 条例第2条の「功労」の程度については、次の要件について評価する。

ア 前提条件

- (ア) 事案の性質、内容、規模、複雑、難易の度合い
- (イ) 当該事案に対する社会的関心、
警察処置(活動)についての要求度
- (ウ) 身体的又は装備等の諸条件
- (エ) 個人活動か協力助成によるかなど

イ 本質的要件

(ア) 精神的労苦の度合

生命身体などに対する危険の認識程度、研究、創意工夫等における心労の度合い等

(イ) 肉体的労苦の程度

死傷、物件(財産)の被害、地理的、気象的諸条件、実質的活動期間とその内容等

(ウ) 効果の程度

職責遂行の程度、士気の高揚及び警察運営、業績に対する寄与、協力の度合い、社会的批判、信頼感高揚の度合い等

ウ 付帯的要件

平素の勤務成績、業績、素行、信用の程度、健康等の状況

2 殉職者特別賞じゆつ金の支給条件

(1) 条例第5条第1項の「上司の命」とは、職務に関して上位の階級にある者の命令であるが、事案への対応のため一時的に職務の違う者によって指揮命令系統が構成される場合には、その中で上位の職位にある者の命令である。

(2) 条例第5条第1項の「特に生命の危険が予想される地域」とは、広がり的大小に関わりなく、特に生命の危険が及ぶことが予想される範囲を指す。

(3) 条例第5条第1項の「危害又は危険を受け」とは次のような場合が想定される。

ア 「危害を受け」

例えば、上司の命を受けて、銃器を使用した人質立てこもり事件など具体的に生死に関わることが予想される地域や場所に出動し、犯人逮捕や人命救助等の活動中に発砲され殉職した場合など

イ 「災害を受け」

例えば、地震に伴い具体的に大津波の到来が予想される地域に、警察署長から住民の避難誘導の命令を受けて出動し、その活動中に大津波にのまれ殉職した場合など

3 賞じゆつ金等の支給対象

賞じゆつ金は、職員が死亡した場合に あつてはその遺族に、職員が障害が存することとなり、疾病にかかり、又は負傷した場合はその者に支給するものである。

また、殉職者特別賞じゆつ金は、職員の遺族に支給するものである。

この場合の遺族の範囲及び順位は、条例第4条に定めるとおりであるが、「同順位の者が2人以上ある場合」とは、例えば、兄弟が受給者であつて仮に3人いたという場合には、その3人に等分して支給するということである。

4 賞じゆつ金等の支給手続

(1) 申請要領

所属長は、所属職員に賞じゆつ金等を支給するに相当する者があるときは、賞じゆつ金・殉職者特別賞じゆつ金支給申請書に所定の書類を添えて本部長に申請しなければならないが、申請に当たっては真実を具体的かつ詳細に記入すること。

なお、施行規則第4条(1)ウ、エに定めてある事実証明書類については、その事情をよく知っている者等からの答申書の類、供述書、供述調書、あるいは受持警察官の

報告書等客観的に裏付けられる書類を添付すること。

また、障害、傷病の程度についての医師の診断書は、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表3に定める障害等級の区分に率直にあてはめられるよう作成してもらうことが望ましい。

(2) 審査手続

所属長から賞じゆつ金等支給申請があった場合は、本部長を委員長とし、各部長及び監察課長をもって組織する賞じゆつ金審査委員会において、被申請者の功労の程度、障害の等級及び傷病の程度、支給を受ける者等を審査し、これを本部長に答申することとなるが、既に賞じゆつ金の支給を受けた者が、その後支給原因となった傷病がもとで死亡し、又は重い症状となったときは、所属長の申請に基づいて再審査をすることができることとした。

この場合の申請書は、様式第1号を用い、所定の書類を添付すること。

(3) 賞じゆつ金等の支給及び通知等

ア 賞じゆつ金等は、審査委員会の結果に基づいて本部長が決定し、所属長に通知するが、所属長は、その旨支給を受ける者に伝達すること。

イ 賞じゆつ金等は、本部長が直接又は他の者に命じて支給することとなるが、賞じゆつ金等の支給を受けた者から領収書を提出させ、速やかに監察課長に送付すること。

5 その他

賞じゆつ金等制度は、公務災害補償制度と全く別個のものであるので、公務により災害を受けた場合は、賞じゆつ金等の支給の有無にかかわらず公務災害補償手続をすること。